NISA のご利用にあたりご留意いただきたい事項

●NISA 口座は、一般口座や特定口座と異なり、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座（一金融機関）しか開設できません。また、同一年に複数の金融機関の NISA 口座での金融商品の購入等はできません。
●当金庫の NISA 口座で購入できる金融商品は、当金庫が取り扱う株式投資信託に限られます。また、当金庫の NISA 口座内の株式投資信託は、お客さまが他の金融機関に開設される NISA 口座へ移管することはできません。
●NISA 口座での損失については、税務上なかったものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等と損益の通算ができません。また、当該損失の繰越控除もできません。
●NISA 口座内の株式投資信託を一般口座または特定口座に振り替えた場合、当該口座での取得価額は振替日の時価となります。
●NISA 口座では年間投資枠（つみたて投資枠１２０万円／成長投資枠２４０万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて１，８００万円／うち成長投資枠１，２００万円）が設定され、その範囲内で購入した株式投資信託から生じる譲渡益や配当等が非課税とされます。
●非課税保有限度額は、NISA 口座内の株式投資信託を売却した場合、当該売却した株式投資信託の取得価額（簿価）分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能になります。
●分配金再投資型の株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該分配金による当該株式投資信託の再投資を行えば、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を利用することとなります。
●株式投資信託の収益分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、NISA 制度上のメリットを享受することはできません。
※上記の各項目は、現在、施行中の法令等に基づいております。今後、法令等の改正により、お取扱内容に変更が生じることがあります。